

第1章 序論

第1節 趣旨

この基本構想は、鴨川市基本構想に関する条例(平成 26 年鴨川市条例第 19 号)第2条の規定に基づき、鴨川市が、総合的かつ計画的な行政運営及びまちづくりを進めていくに当たっての、最も基本的な指針として定めるものです。

第2節 名称

この基本構想の名称は、「第2次鴨川市基本構想」とします。

第3節 期間

この基本構想の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。



第2章 まちづくりの基本理念

本市を取り巻く社会・経済環境、地域ニーズの変化に対応し、本市が進むべき方向性を明らかにするため、本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念1】

「交流」のまちづくり

多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。

【基本理念2】

「元気」のまちづくり

地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。

【基本理念3】

「環境」のまちづくり

豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。

【基本理念4】

<u>「協働」のまちづくり</u>

産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。

【基本理念5】

「安心」のまちづくり

市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。

第3章 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ~みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと~

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の 安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可 能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力と し、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたくなる「安らぎ のふるさと」をみんなで育んでいきます。

このような想いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ~みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと~」を本市の将来都市像として設定します。



第4章 将来人口

第1節 推計人口等

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。平成37年時点では、総人口が31,400人程度となり、年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し37%を超えると推定されます。

一方、世帯数は今後も増加の傾向が続き、平成37年時点で約14,800世帯となり、これに伴って1世帯当たり人数は2.1人に減少することが推定されます。

平成37年の総人口及び総世帯数等

(単位:人、世帯、人/世帯)

区分		平成 22 年		平成 37 年(推計)		平成 22 年対比	
		数值	構成比	数值	構成比	増減	増減率
	総人口	35, 766	100.0%	31, 423	100.0%	△ 4, 343	△ 12.1%
	年少人口(14 歳以下)	3, 929	11.0%	3, 174	10. 1%	△ 755	△ 19.2%
	生産年齢人口(15~64歳)	20, 221	56.6%	16, 331	52.0%	△ 3,890	△ 19.2%
	老年人口(65 歳以上)	11, 567	32. 4%	11, 918	37. 9%	351	3. 0%
世帯数		14, 361	_	14, 803	_	442	3. 1%
1 世帯当たり人数		2. 5	_	2. 1	_	Δ 0.4	△ 16.0%

[※]平成22年は国勢調査の結果であり、総人口には年齢不詳者を含んでいます。

就業人口については、総人口の減少や産業構造の変化などを要因として、第1次産業、第2次産業から第3次産業へとシフトしていく傾向が今後も継続すると推定されます。

平成22年国勢調査の結果と平成37年時点での比較では、第1次産業が1,869人(10.9%) から990人(6.7%)、第2次産業が2,428人(14.2%)から1,389人(9.4%)、第3次産業が12.824人(74.9%)から12.395人(83.9%)になると推定されます。

平成37年の就業人口等

(単位:人)

区分		平成 22 年		平成 37 年 (推計)		平成 22 年対比	
	ム ガ	数值	構成比	数值	構成比	増減	増減率
	就業人口総数	17, 340	100.0%	14, 774	100.0%	△ 2, 566	△ 14.8%
	第1次産業	1, 869	10. 9%	990	6. 7%	△ 879	△ 47.0%
	第2次産業	2, 428	14. 2%	1, 389	9. 4%	△ 1,039	△ 42.8%
	第3次産業	12, 824	74. 9%	12, 395	83. 9%	△ 429	Δ 3.3%
	就業率	54. 5	1%	52.	3%	△ 2.2%	_

[※]平成22年は国勢調査の結果であり、総数には就業先不詳者を含んでいます。

[※]推計値は、平成22年国勢調査の結果を基準とし、コーホート要因法を用いています。

[※]推計値は、人口推計結果をもとに指数回帰によるトレンド推計を用いています。

第2節 目標人口等

目標人口については、平成 52 年(2040年)において約 32,000 人を確保することを基本として、平成 37 年時点における人口等を次のとおり設定するものとします。

なお、この場合において、就業率は平成 22 年時点との比較で約 5%増の 60.0%を目指す ものとし、就業人口に占める各産業の割合については、推計結果に準じて設定するものとしま す。

目標人口等(平成37年)

(単位:人、世帯)

区分	平成 37 3	年目標	平成 37 年推計対比		
区力	数值	構成比	増減	増減率	
人口	33,036	100.0%	1,613	5.1%	
世帯数	15,562	_	759	5.1%	
年齢階層別人口					
年少人口(14 歳以下)	3,847	11.6%	673	21.2%	
生産年齢人口(15~64歳)	17,166	52.0%	835	5.1%	
老年人口(65 歳以上)	12,023	36.4%	105	0.9%	
就業人口					
就業人口総数	17,513	100.0%	2,739	18.5%	
第1次産業	1,174	6.7%	184	18.6%	
第2次産業	1,646	9.4%	257	18.5%	
第3次産業	14,693	83.9%	2,298	18.5%	
就業率	60.0%	_	7.7%	_	



第5章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

第2節 将来都市構造

将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

① 拠点

[都市拠点]

都市機能の集積を図るエリア

JR安房鴨川駅を中心に形成された市街地を本市の『都市拠点』に位置付け、市 民や来訪者の活動の拠点として、商業・業務機能や公共公益機能、交通結節機能の 拡充を図り、中心拠点にふさわしい環境整備と賑わいの創出を図ります。

[地域拠点]

市民生活の中核を担うエリア

鉄道駅を有する天津・小湊・太海・江見地区及び主要地方道鴨川保田線と国道 410 号の交差点周辺に形成された市街地を『地域拠点』に位置付け、地域住民の生活利便性の向上に資する都市機能の充実を図るとともに、既成市街地内の生活環境の改善を推進します。



② 軸

「都市骨格軸」

広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

都市拠点と周辺都市との間の移動を支えるとともに、本市の主要市街地が形成されている都市拠点と地域拠点との間をつなぐJR外房線・内房線、国道 128 号を本市の『都市骨格軸』に位置付け、交通機能の維持・強化を図ります。

[広域連携軸]

都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

都市骨格軸を補完し、都市拠点、地域拠点及び周辺都市の間の移動を支える国道 410号及び主要地方道を『広域連携軸』に位置付け、道路機能の更なる強化を促進 します。

③ ゾーン

[市街地ゾーン]

安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地

多くの市民が居住するとともに、行政機能や広域的な商業機能が集積する海岸沿いの既成市街地を『市街地ゾーン』に位置付け、都市基盤の充実を図るとともに、 市民がいつまでも安全・安心に住み続けることができる、質の高い市街地環境の形成を推進します。

[田園ゾーン]

既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

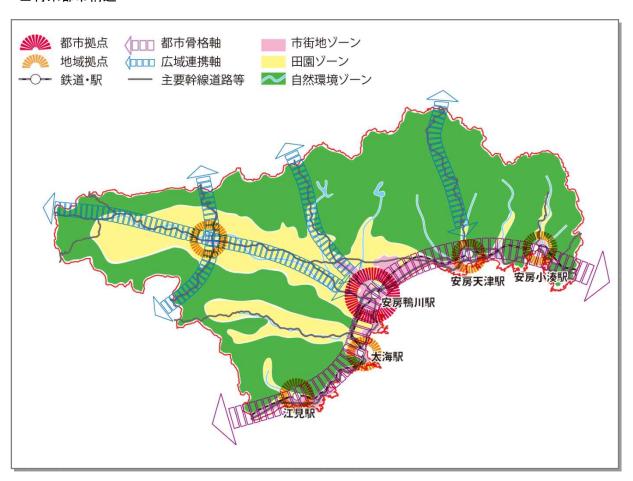
本市の山間の平たん地に広がる農地や、そこに形成される集落地帯を『田園ゾーン』に位置付け、農業生産の場となる農地の保全・管理を図るとともに、既存集落の維持・活性化にも配慮した適正な土地利用誘導を推進します。

[自然環境ゾーン]

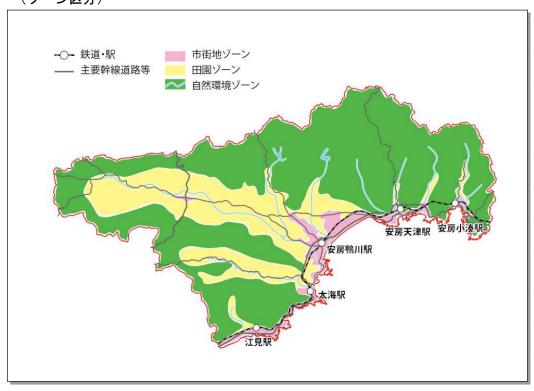
防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

沿岸部や丘陵・山間部の森林、河川など、豊かな自然環境が広がる地帯を『自然環境ゾーン』に位置付け、多様な主体による適正な保全・管理を図りながら、自然が有する防災機能や環境保全機能の維持を図るとともに、観光資源としての計画的な活用を推進します。

■将来都市構造



(ゾーン区分)



第6章 施策の大綱

施策の大綱は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策 分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針1:快適で暮らしやすい交流拠点のまち

1-1 市街地の整備1-4 公共交通網の充実1-2 居住環境の充実1-5 上下水道の整備

1-3 道路網の整備

基本方針2:環境と調和した安心・安全のまち

2-1 環境施策の推進 2-4 消防・防災対策の充実

2-2 公園・緑地の整備 2-5 交通安全・防犯対策の充実

2-3 環境衛生対策の充実 2-6 消費者対策の充実

基本方針3:活気あふれ人が集う産業のまち

3-1 農林業の振興 3-4 観光・リゾートの振興

3-2 水産業の振興 3-5 医療・福祉産業の振興

3-3 商工業の振興 3-6 雇用対策の推進

基本方針4:ともに学び未来を育む教育文化のまち

4-1 学校教育の充実 4-4 文化の振興

4-2 生涯学習の充実 4-5 スポーツの振興

4-3 青少年の健全育成 4-6 国際交流・地域間交流の推進

基本方針5:一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

5-1 保健・医療の充実 5-4 高齢者施策の充実

5-2 地域福祉の充実 5-5 障害者施策の充実

5-3 子育て支援の充実 5-6 社会保障の充実

基本方針6:みんなが主役となる協働・自立のまち

6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進

6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

6-3 男女共同参画社会の形成

6-4 効率的な自治体経営の推進

基本方針1:快適で暮らしやすい交流拠点のまち

<都市基盤・都市環境に関する施策>

市民一人ひとりはもちろんのこと、県内・県外からも多くの人々が集う交流拠点としてふさわしい都市基盤を備え、多くの人が「住んでみたい」、「ずっと住み続けたい」と感じられる、 快適で暮らしやすいまちを目指します。

そのため、計画的な土地利用のもと、より一層魅力ある市街地の創出とともに、定住の基盤となる優良な住宅・宅地、上下水道の整備を図ります。また、国県道の整備促進による高速道路ICへのアクセスの改善、幹線市道の整備による市内道路交通の更なる円滑化を図るとともに、鉄道やバス、タクシーなどの適切な組合せによる市内公共交通網の充実等を進めます。

【基本施策】

1-1 市街地の整備 1-4 公共交通網の充実

1-2 居住環境の充実 1-5 上下水道の整備

1-3 道路網の整備

基本方針2:環境と調和した安心・安全のまち

<環境保全、生活環境、防災・防犯等に関する施策>

人と自然との共生を基調として、将来にわたって安心・安全に暮らし続けることが可能な、 安らぎに満ちた環境の創出を図ります。

そのため、自然環境・景観の保全・活用と市民のいこいの場となる緑地空間の確保を図るとともに、地域の生活環境はもとより、地球環境にも配慮した取組みを進めます。また、近年において発生した自然災害の尊い教訓を踏まえ、地域のリスク・マネジメントの強化をハード・ソフトの両面から積極的かつ継続的に図るとともに、交通事故や犯罪がなく、豊かな消費生活を送ることができる安全なまちづくりを目指します。

【基本施策】

2-1 環境施策の推進 2-4 消防・防災対策の充実

2-2 公園・緑地の整備 2-5 交通安全・防犯対策の充実

2-3 環境衛生対策の充実 2-6 消費者対策の充実

基本方針3:活気あふれ人が集う産業のまち

<産業振興に関する施策>

全国的な知名度と集客力を持つ自然・歴史資源や観光名所はもとより、健康福祉やスポーツの関連施設など、本市が持つ全ての資源や特性をより積極的に活かし、短期滞在のみならず、中長期かつ複数回の滞在により地域の魅力をより一層広く、深く感じ、心と体をリフレッシュすることができる、通年型リゾートとしての振興を図ります。

また、交流人口の増加を、本市の基幹的産業である医療産業や商工業などの活性化、さらには第1次産業の持続的発展に効果的に結び付けていくため、雇用の大きな受け皿となっている医療・福祉産業の振興はもとより、商店街におけるにぎわいの創出、企業立地と雇用の促進などに積極的に取り組むとともに、第1次産業においては、より多くの付加価値を生み出す経営への転換、担い手の育成、農地の効率的な利用等を進めます。

【基本施策】

3-1 農林業の振興	3-4 観光・リゾートの振興
3-2 水産業の振興	3-5 医療・福祉産業の振興
3-3 商工業の振興	3-6 雇用対策の推進

基本方針4:ともに学び未来を育む教育文化のまち

<教育文化等に関する施策>

小中一貫教育や国際教育、さらには学校外での学習機会の提供も含めた、地域の特性に合わせた子どもの教育はもとより、生涯を通して誰もが学び、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。また、数多くの歴史文化資源と大学教育関連施設を有する本市の特色を活かし、地元への郷土愛にあふれ、かつグローバルな感性を備えた人材の育成を図り、一人ひとりが心豊かで創造力にあふれ、学習や活動の成果を、多様な主体との連携のもと、生きがいを持って活かしていくことができるまちづくりを進めます。

【基本施策】

4-1	学校教育の充実	4-4	文化の振興
4-2	生涯学習の充実	4-5	スポーツの振興
4-3	青少年の健全育成	4-6	国際交流・地域間交流の推進

基本方針5:一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

<保健福祉に関する施策>

市民一人ひとりが、地域の中で、生涯を通して健康で自立した生活を送り続けることができる環境の創出を図り、健康長寿のまちの実現を目指します。

そのため、高齢者や障害者はもとより、地域で生活する全ての人が、自らの健康に責任を持ちつつも、地域の中で支えあい、必要なときに保健・医療・福祉サービスの提供が受けられる「自助・共助・公助」のバランスがとれたまちづくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てながら、自らも地域の中で活躍し続けることができる子育て環境づくりを進めます。

【基本施策】

5-1	保健・医療の充実	5-4	高齢者施策の充実
5-2	地域福祉の充実	5-5	障害者施策の充実
5-3	子育て支援の充実	5-6	社会保障の充実

基本方針6:みんなが主役となる協働・自立のまち

< 地域コミュニティ、協働によるまちづくり等に関する施策>

地域に関わるあらゆる人・組織が、互いに連携を図りつつ、自ら主役となって行動する、オール鴨川体制による「協働・自立」のまちづくりを進めます。

そのため、地域コミュニティの結び付きの更なる強化を図るとともに、より多くの主体の参加によるまちづくりを積極的に進めるため、必要となる支援・意識啓発・情報提供などの充実を図ります。

また、行政においては、限られた経営資源の有効活用はもとより、生み出される成果の最大 化を図るため、組織横断型の事業執行体制の整備や資源配分の選択・集中をはじめとするマネ ジメントの強化を計画的に進めます。

【基本施策】

- 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進
- 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進
- 6-3 男女共同参画社会の形成
- 6-4 効率的な自治体経営の推進